（前のページより続き）
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三四六）　二八
○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示
（経済産業一九三）　二三
○航空保安無線施設を廃止する件
（防衛二九一、二九二）　二三
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（同二九三～二九五）　二三

〔官庁報告〕

国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　二三七
税理士試験合格者公告（国税審議会）　二三九
令和五年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　二三

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和四年度令和四年九月分）（財務省）　二三

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　二三五
裁判所
破産、免責、再生関係　二四一
特殊法人等
独立行政法人農林水産消費安全技術センター令和三事業年度財務諸表、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、日本放送協会入札、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　二六八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二六九
会社その他
会社決算公告　二七三

省　令

○財務省令第五十四号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（領収済通知書等の受領に関する事務の処理）	（領収済通知書等の受領に関する事務の処理）
第三条　財務大臣は、指定国税収納命令官及び指定分任国税収納命令官の事務のうち、第七条第四項の規定により日本銀行本店若しくは取りまとめ指定代理店から送付を受ける別紙第六号書式の領収済通知書（領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）を受ける領収済通知情報、同条第五項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送付を受ける領収済通知情報、第七条第六項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送付を受ける領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体又は送信を受ける領収済通知情報、規程第三十五条の五の三及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。次条において「保管金特例省令」という。）第二十条の二第二項において読み替え	**第三条**　財務大臣は、指定国税収納命令官及び指定分任国税収納命令官の事務のうち、第七条第四項の規定により日本銀行本店若しくは取りまとめ指定代理店から送付を受ける別紙第六号書式の領収済通知書（領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）を受ける領収済通知情報、同条第五項（第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により日本銀行代理店又は歳入代理店から送付を受ける領収した国税等に関する事項を収録した電磁的記録媒体又は送信を受ける領収済通知情報、規程第三十五条の五の三及び第三十五条の七第三項、電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号。次条において「保管金特例省令」という。）第二十条の二第二項において読み替え